

新水シェアハウス入居者募集要項

令和元年 12 月 12 日
十日町市役所産業観光部農林課

1. 趣旨

十日町市への移住・定住促進を目的とした新水シェアハウス（移住体験施設）について、入居者を募集します。

2. 入居を募集する施設

新水シェアハウス（男女共同）

所在地：十日町市中条戊 6 5 0（別紙 1 参照）

施設情報：別紙 2 参照

3. 部屋数

1 号室～ 6 号室の 6 部屋

4. 入居対象者

十日町市への移住・定住を検討している単身者で、現在十日町市外にお住まいの方または入居申請時点で十日町市内に転入して 1 年以内の方

※当施設はシェアハウスであり他人との共同生活を営むこととなりますので、他の入居者と協力して生活できる方を募集します。

5. シェアハウス使用料（月額家賃）

1 号室、5 号室、6 号室 8 畳 32,000 円

2 号室 7 畳半 28,000 円

3 号室 7 畳半 30,000 円

4 号室 7 畳 29,000 円

※使用料に含まれる費用、別途入居者が負担する費用については別紙 3 をそれぞれご覧ください。

※敷金・礼金はありません。

※部屋の広さは収納を含みます。

6. 入居期間

3 年以下

7. 入居申請の流れ

(1) 入居希望申請書の提出

新水シェアハウスへの入居を希望される方は、以下の書類を提出してください。

提出書類：新水シェアハウス入居希望申請書

新水シェアハウス入居希望面接カード

提出方法：郵送または電子メール

提出先：〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所産業観光部農林課農業企画係

t-norin@city.tokamachi.lg.jp

(2) 集落の住民、シェアハウス利用者との面接

面接日時については個別に調整いたしますので、入居希望申請書に希望する日時をご記入ください。

(3) 選考結果の通知

上記の面接による結果を、面接終了後1週間以内にお知らせいたします。

(4) 入居申請書の提出

選考の結果、入居可能となった方は、入居申請の手続きをお願いいたします。手続き方法については、選考結果の通知と合わせて送付させていただきます。保証人の住民票と収入額を証する書類が必要です。

8. お問い合わせ

本件につき、ご質問などございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：十日町市役所産業観光部農林課農業企画係

電話：025-757-3120

メール：t-norin@city.tokamachi.lg.jp

新水シェアハウス位置図



新水集落図



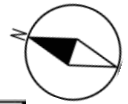
十日町駅から車で約20分（十日町駅から、ほくほく線・上越新幹線を乗り継いで2時間程度で東京駅に着きます。）

公共交通機関：南越後観光バス「十日町＝新水＝菅沼・後山線」（市街地まで行くバスです。）

外観写真



新水シェアハウス間取



設備情報

- 建物 木造2階建 延床面積約230㎡
- 部屋数 単身用個室6部屋
- 個室について（備品は予定）
各部屋収納スペース有、ベッド（布団類は各自準備）、テーブル1台
- 家電等（予定）
共用テレビ1台、冷蔵庫1台、炊飯器1台、電子レンジ1台、電気ポット1台
掃除機1台、洗濯機1台
- インターネット
無線LAN 配備（回線使用料は施設使用料に含まれています）
※電話の設置はありません
- 冷暖房設備
1Fにペレットストーブ2台、FF暖房機設置（燃料費は施設使用料に含まれています）
※各部屋にエアコン等の冷暖房設備はありません。
- トイレ
各階に1箇所（洋式ウォシュレット付き）
- バスルーム
1階：浴槽付きユニットバス
2階：シャワールーム
- 屋根雪について
自然落雪（一部融雪（手掘可能））
※雪の処理は入居者において行う
- 駐車場
かまぼこ型車庫1棟のほか、施設敷地内に駐車可能
- 施設内禁煙
- ペット不可

使用料に含まれる費用、別途入居者が負担する費用について

1. 使用料に含まれる費用

- ・ 個室部分を占有利用する利用料
- ・ 共用部分を共用利用する利用料
- ・ 共用備品の使用料
- ・ 電気、ガス、上下水道、備付暖房器具の燃料（ただし、個人で導入した暖房器具の燃料費は除く）
- ・ 共用備品として整備するインターネット回線の使用料
- ・ 共用備品として設置するテレビの受信料
- ・ 修繕費（ただし、電球等の消耗品の交換など軽微な修繕は除く）

2. 使用料とは別に入居者が負担する費用

- ・ 1に掲げたものを除く生活費（食費、交通費、通信費、娯楽費等）
- ・ 町内会費
- ・ 除雪費（外部委託する場合や投雪機をレンタルする場合）
- ・ 個人で導入した暖房器具の燃料費（灯油代）
- ・ 入居者同士の取決めによる共益費（共用消耗品の共同購入費など）
- ・ 個人で導入した設備の設置費用、撤去費用

施設の入居について

1. 日常的な施設管理について

- ・ 共有スペースや備品については入居者が定期的な清掃を実施してください。
- ・ 入居される部屋について入居者が定期的な清掃を実施し、退室時には入居時の状態にしてください。
- ・ 屋根や敷地内（駐車場を含む）の雪処理は入居者が実施してください。
- ・ 施設や敷地内の雪囲い、雪囲いの撤去は入居者が実施してください。
- ・ 水道管が凍結しないよう入居者が対策を講じてください。
- ・ 敷地内の草刈りについては入居者が実施してください。
- ・ 入居者同士でルールを決め、施設をきれいに利用してください。

2. 駐車場の使用について

- ・ 駐車場の利用位置については入居者同士で決めてください。

3. 町内会等の行事の参加について

- ・ シェアハウスの入居者も町内会の構成員の一員です。町内の草刈り、清掃、祭事などのイベントには積極的に参加してください。